確認項目及び確認文書

【はじめに】

以下の「確認項目及び確認文書」を定めた目的等は、本マニュアル本文11ページ第3節2(3) にお示ししたとおりです。

なお、上記を踏まえれば、「確認文書」として複数例示されているものについて、その1つを確認すること によって目的が達成される場合は、複数確認すること(介護保険施設等側に複数の文書を求めるこ と)は要しないと考えられます。

また、「確認文書」として例示しているものの、運営基準には明記されていないものについて、それらの提出もしくは提出がなくても、基準違反にはならないことに留意が必要です。

次		
番号	サービス種別	頁
409	介護予防福祉用具貸与	107
410	特定介護予防福祉用具貸与	112
501	介護予防支援	117
601	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	121
602	夜間対応型訪問介護	125
603	認知症対応型通所介護	129
604	小規模多機能型居宅介護	134
605	認知症対応型共同生活介護	139
606	地域密着型特定施設入居者生 活介護	144
607	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	149
608	看護小規模多機能型居宅介護	155
609	地域密着型通所介護	160
701	介護予防認知症対応型通所介 護	165
702	介護予防小規模多機能型居宅 介護	170
703	介護予防認知症対応型共同生 活介護	175

101 訪問介護

	個別サービスの質に関する事	項
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 14 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 訪問介護計画(利用者 又は家族の同意があったこ とがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定訪問介護の具 体的取扱方針(第 23条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)
訪問介護計画の作 成 (第 24 条)	 ○ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえているか ○ サービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載しているか ○ 居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画が立てられているか ○ 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか ○ 計画作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか 	 ◆ 居宅サービス計画 ◆ 訪問介護計画(利用者 又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

101 訪問介護

個別サ	ービスの質を確保するための体制	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	確認項目	確認文書
訪問介護員等の員 数 (第5条)	○ 利用者に対し、訪問介護員等の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 6 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 20 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 27 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 29 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問介護の内容及び利用料 その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 30 条)	 サービス提供は事業所の訪問介護員等によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止の

101 訪問介護

		ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 訪問介護員等に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 31 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の訪問介護員等への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書	
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書	
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録	
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 14 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録	
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画等に沿ったサービスが 提供されているか	◆ 居宅サービス計画	
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録	
指定訪問入浴介護 の具体的取扱方針 (第50条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)	

個別サ	ービスの質を確保するための体制	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 45 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 46 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 48 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 51 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師又は協力医療機関に連 絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 53 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問入浴介護の内容及び利 用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.サービスの利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.虐待の防止のための措置に関する 事項 9.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 53 条の 2)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか認知症介護に係る基礎的な研修を受	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実 績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常

	1	=# \		#1 \ 1 \ 1 \ 1 \ ¬ 1 -
		講させるため必要な措置を講じている か		勤)がわかるもの 研修の計画及び実績がわ
		か 性的言動、優越的な関係を背景とし	•	研修の計画及び美額かり かるもの
		た言動による就業環境が害されること	•	職場におけるハラスメントに
		の防止に向けた方針の明確化等の措	•	よる就業環境悪化防止の
		置を講じているか		ための方針
業務継続計画の策	0	感染症、非常災害発生時のサービス	♦	業務継続計画
定等		の継続実施及び早期の業務再開の計	•	研修の計画及び実績がわ
(第 30 条の2)		画(業務継続計画)の策定及び必		かるもの
		要な措置を講じているか	•	訓練の計画及び実績がわ
	0	従業者に対する計画の周知、研修及 び訓練を定期的に実施しているか		かるもの
		定期的に計画の見直しを行い必要に		
		応じて計画の変更を行っているか		
衛生管理等	0	感染症の発生又はまん延しないよう次	•	感染症の予防及びまん延
(第31条)		の措置を講じているか	·	の防止のための対策を検討
		感染症の予防及びまん延の防止のた		する委員会の開催状況・
		めの対策を検討する委員会開催(お		結果がわかるもの
		おむね6月に1回以上)、その結果の	•	感染症の予防及びまん延
		周知 感染症の予防及びまん延の防止のた	•	の防止のための指針 感染症の予防及びまん延
		感染症の予防及びまん延の防止のに めの指針の整備	•	の防止のための研修及び
		感染症の予防及びまん延防止のため		訓練の実施状況・結果が
		の研修及び訓練の定期実施		わかるもの
秘密保持等	0	個人情報の利用に当たり、利用者	•	個人情報の利用に関する
(第 33 条)		(利用者の情報)及び家族(利用		同意書
		者家族の情報)から同意を得ているか 退職者を含む、従業者が利用者の秘	•	従業者の秘密保持誓約書
		密を保持することを誓約しているか		
広告	0	広告は虚偽又は誇大となっていないか	•	パンフレット/チラシ
(第 34 条)			•	web 広告
苦情処理	0	苦情受付の窓口を設置するなど、必要	•	苦情の受付簿
(第 36 条)		な措置を講じているか	•	苦情への対応記録
	0	苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか		
事故発生時の対応	0	市町村、利用者家族、居宅介護支援	•	市町村、利用者家族、居
(第 37 条)		事業者等に連絡しているか	~	宅介護支援事業者等への
	0	事故状況、事故に際して採った処置が		連絡状況がわかるもの
		記録されているか	•	事故に際して採った処置の
	0	損害賠償すべき事故が発生した場合		記録
		に、速やかに賠償を行っているか	•	損害賠償の実施状況がわ
		歩 法の窓井 サルフの声 変わけ しせっ	<u> </u>	かるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	0	虐待の発生又はその再発を防止する ため次の措置を講じているか	•	虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状
(オン/木ツム)		虐待の防止のための対策を検討する		況及び結果がわかるもの
		委員会の定期開催及びその結果の訪	•	虐待の防止のための指針
		問入浴介護従業者への周知		虐待の防止のための研修の
	•	虐待の防止のための指針の整備		計画及び実績がわかるもの
	•	虐待の防止のための研修の定期実施	•	担当者を置いていることが
	0	上記の措置を適切に実施するための		わかるもの
		担当者を置いているか		

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

103 訪問看護

	個別サービスの質に関する事	II百
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 64 条)	○ サービス担当者会議等を通じて居宅 介護支援事業者等との密接な連携に 努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 訪問看護計画(利用者 又は家族の同意があったことがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定訪問看護の具 体的取扱方針 (第 68 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) 体的拘束等がある場合)
訪問看護計画書及 び訪問看護報告書 の作成 (第 70 条)	 利用者の希望、主治の医師の指示、 心身の状況等を踏まえているか 療養上の目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容等を記載しているか 居宅サービス計画に基づいて訪問看護 計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか 訪問看護報告書は作成されているか 	◆ 主治の医師の指示及び居宅サービス計画に基づく訪問看護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 訪問看護報告書

103 訪問看護

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 60 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 61 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 66 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 72 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡を行い指示を求め る等の必要な措置を講じているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 73 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問看護の内容及び利用料 その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 30 条)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントに

103 訪問看護

		よる就業環境悪化防止の ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等(第31条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	● 個人情報の利用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の看護師等への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注)確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	項
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	利用申込者又はその家族へ説明を 行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 64 条)	○ サービス担当者会議等を通じて居宅 介護支援事業者等との密接な連携に 努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 訪問リハビリテーション計画
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サ	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針(第80条)	ービス内容等が記録されているか ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)
訪問リハビリテーショ ン計画の作成 (第 81 条)	 ○ 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているか ○ 入院中に受けていたリハビリテーションの内容を把握しているか ○ サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか ○ 居宅サービス計画に基づいて訪問リハビリテーション計画が立てられているか ○ 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか ○ 計画作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の 	 ★ 居宅サービス計画 ◆ 訪問リハビリテーション計画 (利用者又は家族の同意 があったことがわかるもの) ◆ リハビリテーション実施計画 書(医療機関作成) ◆ アセスメントの結果がわかる もの ◆ モニタリングの結果がわかる もの

変更を行っているか	

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 76 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 11 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 78 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 82 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 30 条)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 31 条)	感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか感染症の予防及びまん延の防止のた	◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討 する委員会の開催状況・

	めの対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備	結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及びの防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ■ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ■ 虐待の防止のための指針 ● 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

105 居宅療養管理指導

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 64 条)	○ サービス担当者会議を通じて居宅介 護支援事業者等との密接な連携に努 めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定居宅療養管理 指導の具体的取扱 方針 (第89条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)

105 居宅療養管理指導

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 85 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 11 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 87 条)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 90 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定居宅療養管理指導の種類及 び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 30 条)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第30条の2) ※令和9年4月1 日より義務化	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 31 条)	○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか○ 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか	◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討

105 居宅療養管理指導

	 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 めの研修及び訓練の定期実施 	する委員会の開催状況・ 結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び 訓練の実施状況・結果が わかるもの
秘密保持等(第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止する ため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの
※令和9年4月1 日より義務化	委員会の定期開催及びその結果の居 宅療養管理指導従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 95 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記 録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第14条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 通所介護計画(利用者 又は家族の同意があったこ とがわかるもの)
サービスの提供の記録 (第 19 条)	 ○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか ○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか ○ 送迎が適切に行われているか 	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録◆ 送迎記録がわかるもの
指定通所介護の具 体的取扱方針(第 98条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
通所介護計画の作 成 (第 99 条)	 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか 居宅サービス計画に基づいて通所介護計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記 	 ◆ 居宅サービス計画 ◆ 通所介護計画(利用者 又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

録を行っているか

個別サ	ービスの質を確保するための体制	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 93 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 94 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 96 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 27 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 100 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定通所介護の利用定員 5.指定通所介護の内容及び利用料 その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 101 条)	○ サービス提供は事業所の従業者によっ て行われているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤 務実績がわかるもの(例:

	 ○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか○ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	勤務体制一覧表、勤務実 績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常 勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの ◆ 職場におけるハラスメントに よる就業環境悪化防止の ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 102 条)	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
(第 102 宋) 非常災害対策 (第 103 条)	非常災害(火災、風水害、地震等) に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び 連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施 しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 104 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応	市町村、利用者家族、居宅介護支援	◆ 市町村、利用者家族、居

(第 104 条 の 3)	事業者等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	宅介護支援事業者等への 連絡状況がわかるもの ◆ 事故に際して採った処置の 記録 ◆ 損害賠償の実施状況がわ かるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の通所介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 112 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条) 心身の状況等の把握	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか ○ サービス担当者会議等に参加し、利用	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ サービス担当者会議の記
(第 13 条) 居宅介護支援事業 者等との連携 (第 64 条)	者の心身の状況把握に努めているか サービス担当者会議等を通じて居宅 介護支援事業者等との密接な連携に 努めているか	録 ◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 通所リハビリテーション計画
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針(第 114 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
通所リハビリテーショ ン計画の作成 (第 115 条)	 ○ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているか ○ 入院中に受けていたリハビリテーションの内容を把握しているか ○ リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか ○ 居宅サービス計画に基づいて通所リハビリテーション計画が立てられているか 	 ★ 居宅サービス計画 ★ 通所リバリテーション計画 (利用者又は家族の同意 があったことがわかるもの) ◆ リハビリテーション実施計画 書(医療機関作成) ◆ 診療記録

- 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか
- 通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療 記録に記載しているか
- 訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、必要に報じて当該訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか

個別サ		に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 111 条)	従業者の員数は適切であるか必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認してい るか	介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 96 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 27 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程◆ サービス提供記録
運営規程 (第 117 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定通所リハビリテーションの利用 定員 5.指定通所リハビリテーションの内容及 び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する 事項 10.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等(第 101 条)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービス の継続実施及び早期の業務再開の計 画(業務継続計画)の策定及び必	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの

	要な措置を講じているか	◆ 訓練の計画及び実績がわ かるもの
定員の遵守	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
(第 102 条)		
非常災害対策 (第 103 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	◆ 非常災害時の対応計画◆ 運営規程◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの◆ 通報、連絡体制がわかるもの◆ 消防署への届出
衛生管理等 (第 118 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の通所リハビリテーション従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
確認項目		確認文書
設備及び備品等 (第 124 条、第 140 条の 4)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 125 条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条) 居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条) サービスの提供の記録 (第 19 条) 指定短期入所生活 介護の取扱方針 (第 128 条、第	 サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を 	 サービス担当者会議の記録 ■ 居宅サービス計画 ◆ 短期入所生活介護計画 (利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ 居宅サービス計画 ◆ サービス提供記録 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化の
140条の7)	制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 短期入所生活介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務)	ための指針
短期入所生活介護 計画の作成	○ 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 短期入所生活介護計画

(第 129 条)	0	サービスの目標、当該目標を達成する	(利用者又は家族の同意
		ための具体的なサービスの内容等を記 載しているか	があったことがわかるもの)
	0	居宅サービス計画に基づいて短期入所	
		生活介護計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・	
		交付は行われているか	
	0	利用者について、計画に従ったサービスの実体は沿みが見煙の達成は沿る	
		の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか	
介護	0	入浴の方法及び回数は適切か	◆ サービス提供記録
(第 130 条、第 140 条の 8)			

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認文書	
従業者の員数 (第 121 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 122 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 127 条、第 140 条の 6)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 136 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に又は協力医療機関へ連 絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 137 条、第 140 条の 11)	● 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.利用定員(入所者の利用がない居室を利用する場合の特別養護老人ホームの利用定員を除く) 4.指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の送迎の実施地域 6.サービス利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 10.その他運営に関する重要事項 (ユニット型) 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内	◆ 運営規程

	rto.	
	容 3.利用定員(入所者の利用がない居室を利用する場合の特別養護老人ホームの利用定員を除く) 4.ユニットの数及びユニットごとの利用定員(入所者の利用がない居室を利用する場合の特別養護老人ホームの利用定員を除く) 5.指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の送迎の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第 101 条、第 140 条の 11 の 2)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第30条の2)	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 138 条、第 140 条の 12)	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
介護現場の生産性の 向上(第 139 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 103 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるも

		Ø
衛生管理等 (第 104 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の短期入所生活介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

109 短期入所療養介護

ーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	確認項目	確認文書
設備 (第 143 条、第 155 条の 4)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 125 条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記 録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画 短期入所療養介護計画 (利用者又は家族の同意 があったことがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定短期入所療養 介護の取扱方針 (第 146 条、第 155 条の 6)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかりまで、非代替性、一時性)を全て満たしているかり事体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり事体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 短期入所療養介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
短期入所療養介護 計画の作成 (第 147 条)	○ 利用者の心身の状況、病状、希望、 その置かれている環境、医師の診療の 方針を踏まえているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 短期入所療養介護計画 (利用者又は家族の同意

109 短期入所療養介護

	0 0 0	サービスの目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容等を記載しているか 居宅サービス計画に基づいて短期入所 療養介護計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか 利用者について、計画に従ったサービス の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか	があったことがわかるもの)
看護及び医学的管 理の下における介護 (第 150 条、第 155 条の 7)	0	入浴の方法及び回数は適切か サービス提供は事業所の従業者によっ て行われているか	◆ サービス提供記録

109 短期入所療養介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 142 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 145 条、第 155 条の 5)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 153 条、第 155 条の 10)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.指定短期入所療養介護の内容及 び利用料その他の費用の額 4.通常の送迎の実施地域 5.施設利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 101 条、第 155 条の 10 の 2) 業務継続計画の策 定等	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわ
定員の遵守	画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 利用定員を上回っていないか	かるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの◆ 国保連への請求書控え
(第 154 条、第	() J. J. Z.	* HNVT>BUSINEITY

109 短期入所療養介護

1FF Ø Ø 11)		
155 条の 11) 介護現場の生産性の	○ 利用者の安全並びに介護サービスの	◆ 生産性向上のための委員
向上(第 139 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか	会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 103 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 118 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の短期入所療養介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

109 短期入所療養介護

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 177 条、第 192 条の 6)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び契約の締結 等 (第 178 条、第 192 条の 7)	入居申込者又はその家族への説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書 ◆ 入居及び指定特定施設入 居者生活介護の提供に関 する契約書
サービスの提供の記 録 (第 181 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)が記録されているか	◆ サービス提供記録
指定特定施設入居 者生活介護の取扱 方針 (第 183 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり持束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり持束等の適正化のための指針を整備しているかり持束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
特定施設サービス計 画の作成 (第 184 条)	 ○ 利用者について、その有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか特定施設従業者と協議の上、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んでいるか特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているかめずに応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか 	 ◆ 特定施設サービス計画 (利用者又は家族の同意 があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかる もの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかる もの

介護 (第 185 条)	0	自ら入浴が困難な利用者に対する入 浴の回数及び方法は適切か	•	サービス提供記録
口腔衛生の管理 (第 185 条の 2) ※令和 9 年 3 月 3 1 日まで努力義務	0	各利用者の状態に応じた口腔衛生の 管理を計画的に行っているか。	•	口腔衛生の管理計画

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 175 条、第 192 条の 4)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 176 条、第 192 条の 5)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 182 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 51 条)	○ 緊急時等において、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 189 条、第 192 条の 9)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.特定施設従業者の職種、員数及び 職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定特定施設入居者生活介護の 内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護 室に移る場合の条件及び手続 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する 事項 10 その他運営に関する重要事項 注)外部サービス利用型の場合 1.事業の目的及び運営の方針 2.外部サービス利用型特定施設従業 者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員及び居室数	◆ 運営規程

	4.外部サービス利用型特定施設入居 者生活介護の内容及び利用料その他 の費用の額 5.受託居宅サービス事業者及び受託 居宅サービス事業所の名称及び所在 地 6.利用者が他の居室に移る場合の条 件及び手続 7.施設の利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する 事項 11.その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第 190 条)	 →ービス提供は特定施設の従業員によって行われているか 業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているかか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 委託事業者の業務の実施状況の確認記録 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
介護現場の生産性の 向上(第 139 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 103 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の

衛生管理等(第 104 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ めの研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が入所者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条) 苦情処理 (第 36 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか	↑ パンフレット/チラシ↑ web 広告↑ 苦情の受付簿↑ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	□ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか□ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか□ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の特定施設従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	 ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 196 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 13 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 14 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画
サービスの提供の記録 (第 19 条)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、終了日並びに種目及び品名、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定福祉用具貸与 の具体的取扱方針 (第 199 条)	 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状況等を踏まえ提案を行っているか 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ サービス提供記録
福祉用具貸与計画 の作成 (第 199 条の 2)	○ 利用者の希望、心身の状況及びその 置かれている環境を踏まえているか○ 指定福祉用具貸与の目標、当該目 標を達成するための具体的サービスの	◆ 居宅サービス計画◆ 福祉用具貸与計画(利 用者又は家族の同意があったことがわかるもの)

- 内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載しているか
- 福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載しているか。
- 福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っているか(対象福祉用具の場合は貸与後6月以内に1回以上)
- モニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しているか
- 居宅サービス計画に基づいて福祉用具 貸与計画が立てられているか
- 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか
- 福祉用具貸与計画作成後、モニタリン がの結果を踏まえ、必要に応じて当該 計画の変更を行っているか

- ▼ アセスメントの結果がわかる もの
- ◆ モニタリングの結果がわかる もの

個別サ	ービスの質を確保するための体制	川に関する事項
	確認項目	確認文書
福祉用具専門相談 員の員数 (第 194 条)	○ 福祉用具専門相談員の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 福祉用具専門相談員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 福祉用具専門相談員の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し又は福祉用具専門相談員指定講習修了証明書の写し)
管理者 (第 195 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 197 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 200 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定福祉用具貸与の提供方法、 取り扱う種目及び利用料その他の費 用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 101 条)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表)◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止の

		ための方針
業務継続計画の策	○ 感染症、非常災害発生時のサービス	◆ 業務継続計画
定等 (第 30 条の 2)	の継続実施及び早期の業務再開の計 画(業務継続計画)の策定及び必 要な措置を講じているか	→ 研修の計画及び実績がわかるもの→ 訓練の計画及び実績がわ
	○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に	かるもの
	応じて計画の変更を行っているか	
適切な研修の機会の 確保並びに福祉用具 専門相談員の知識 及び技能の向上等 (第 201 条)	○ 福祉用具専門相談員の資質向上の ための福祉用具に関する適切な研修 の機会を確保しているか	◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの
衛生管理等 (第 203 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第33条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ
(第 34 余) 苦情処理	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要	◆ web 広告◆ 苦情の受付簿
(第36条)	○ 古情受別の志口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の福祉用具専門相談員への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 210 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第8条) 心身の状況等の把握	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか○ サービス担当者会議等に参加し、利用	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ サービス担当者会議の記
(第 13 条)	者の心身の状況把握に努めているか	録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第 14 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 16 条)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画
サービスの提供の記 録 (第 211 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、提供したサービスの内容、使用者の心身の状況その他必要な事項)が記録されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定特定福祉用具 販売の具体的取扱 方針(第 214 条)	 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状況等を踏まえ提案を行っているか 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ サービス提供記録
特定福祉用具販売 計画の作成 (第 214 条の 2)	○ 利用者の心身の状況、希望及びその 置かれている環境を踏まえているか ○ 指定特定福祉用具販売の目標、当 該目標を達成するための具体的サービ スの内容等(福祉用具の利用目標、 具体的な福祉用具の機種、当該機種	◆ 居宅サービス計画◆ 特定福祉用具販売計画 (利用者又は家族の同意 があったことがわかるもの)◆ アセスメントの結果がわかる もの

- 選定理由等)を記載しているか

 居宅サービス計画に基づいて特定福祉

 用具販売計画が立てられているか
- 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか
- 対象福祉用具について、特定福祉用 具販売計画作成後、当該計画に記 載した目標の達成状況の確認を行って いるか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
福祉用具専門相談 員の員数 (第 208 条)	○ 福祉用具専門相談員の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 福祉用具専門相談員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 福祉用具専門相談員の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し又は福祉用具専門相談員指定講習修了証明書の写し)
管理者 (第 209 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 11 条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
保険給付の申請に必要となる書類等の交付(第213条)	○ 利用者からの販売費用の額の支払いを受けた場合は、当該指定特定福祉 用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称 及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書、 当該特定福祉用具のパンフレットその 他の当該特定福祉用具の概要について記載した書面を利用者に対して交付しているか	◆ 請求書◆ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書◆ 領収書◆ 特定福祉用具のパンフレット他概要がわかるもの
運営規程(第 200 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等	○ サービス提供は事業所の従業者によっ	◆ 従業者の勤務体制及び勤

(第 101 条)	て行われているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実 績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常 勤)がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントに よる就業環境悪化防止の ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
適切な研修の機会の 確保並びに福祉用具 専門相談員の知識 及び技能の向上等 (第 201 条)	○ 福祉用具専門相談員の資質向上の ための福祉用具に関する適切な研修 の機会を確保しているか	◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの
衛生管理等 (第 31 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止	○ 虐待の発生又はその再発を防止する	◆ 虐待の防止のための対策を

(第37条の2)

- ため次の措置を講じているか
- 虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の福 祉用具専門相談員への周知
- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- ・ 虐待の防止のための研修の定期実施
- 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか
- 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの
- ◆ 虐待の防止のための指針
- ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの
- ◆ 担当者を置いていることが わかるもの
- 注) 確認項目の条項は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第4条)	● 重要事項を記した文書について、利用申込者又はその家族へ交付し説明を行い同意を得ているか● 重要事項説明書の内容に不備等はないか	 ◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ 内容及び手続きの説明に対して利用申込者の理解を得られたことがわかるもの(例:利用申込者の署名文書) ◆ 利用契約書
指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (第13条)	○ 利用者の日常生活を検えるため介護保険以外の合きのでは、できるためのでは、ままでは、対しているが、というでは、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが、といるが	 ▼セスメントの結果記録 サービス担当者会議の記録 居宅サービス計画 支援経過記録等 モニタリングの結果記録 個別サービス計画 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)

記録しているか	

個別サ	ービスの質を確保するための体制	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第2条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか○ 専門員証の有効期限は切れていないか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第3条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第7条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
運営規程 (第 18 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.職員の職種、員数及び職務内容 3.営業日及び営業時間 4.指定居宅介護支援の提供方法、 内容及び利用料、その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保 (第 19 条)	○ サービス提供は事業所の介護支援専門員・従業者によって行われているか○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 19 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか	業務継続計画研修の計画及び実績がわかるもの訓練の計画及び実績がわかるもの

	○ 定期的に計画の見直しを行い必要に 応じて計画の変更を行っているか	
感染症の予防及びま ん延防止のための措 置 (第 21 条の 2)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 23 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 24 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ Web 広告
苦情処理 (第 26 条)	○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 27 条)	市町村、利用者家族等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 27 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護支援専門員への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)」から抽出・設定したもの

ログライスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 3 条、第 40 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第4条)	入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(入所 (入居)申込者又は家族 の同意があったことがわかる もの)◆ 入所契約書
入退所 (第7条)	 → ビスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか 入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	▼ アセスメントの結果がわかるもの◆ モニタリングの結果がわかるもの◆ 施設サービス計画◆ 入所検討委員会会議録
サービスの提供の記録 (第8条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、提供したサービス の内容、入所(入居)者の心身の状況、その他必要な事項)を記録しているか	◆ サービス提供記録◆ モニタリングの結果がわかるもの
指定介護福祉施設サ ービスの取扱方針 (第 11 条、第 42 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかります。 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり事業を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり持束等の適正化のための指針を整備しているかう護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
施設サービス計画の 作成	○ 入所(入居)者の有する能力、その 置かれている環境等を踏まえているか	◆ 施設サービス計画(入所 (入居)者又は家族の同

(第 12 条)	 ○ アセスメントのため、入所(入居)者 及びその家族に面接しているか ○ サービス担当者会議等により専門的意 見を聴取しているか ○ 施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか ○ 定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか 	意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの
介護 (第 13 条、第 43 条)	○ 入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	◆ サービス提供記録
栄養管理 (第 17 条の 2)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	◆ 栄養ケア計画 ◆ 栄養状態の記録
口腔衛生の管理 (第 17 条の 3)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた口 腔衛生の管理を計画的に行っている か。	◆ 口腔衛生の管理計画

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第2条)	入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な専門職が配置されているか必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第5条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第9条、第41 条)	○ 入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか ○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
入所者の入院期間 中の取扱い (第 19 条)	概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	◆ サービス提供記録
緊急時等の対応 (第 20 条の 2)	配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法が定められているか当該対応方法は年1回以上見直されているか	◆ 緊急時等における対応方 法を定めたもの
管理者による管理 (第21条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
運営規程 (第 23 条、第 46 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.入所定員 4.入所者に対する指定介護福祉施 設サービスの内容及び利用料、その他 の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.緊急時等における対応方法 7.非常災害対策 8.虐待の防止のための措置に関する 事項 9.その他施設の運営に関する重要事	◆ 運営規程

	項 (ユニット型) 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員 4.ユニットの数及びユニットごとの入居 定員 5.入居者に対する指定介護福祉施 設サービスの内容及び利用料その他の 費用の額 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する 事項 10.その他施設の運営に関する重要 事項	
勤務体制の確保等 (第 24 条、第 47 条)	 サービス提供は施設の従業者によって 行われているか 入所(入居)者の処遇に直接影響 する業務を委託していないか 資質向上のために研修の機会を確保 しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受 講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されること の防止に向けた方針の明確化等の措 置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 24 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 25 条、第 48 条)	○ 入所定員(又はユニット毎の入居定 員)を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
非常災害対策 (第 26 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画)◆ 運営規程◆ 避難・救出等訓練の実施

		状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
衛生管理等 (第 27 条)	 感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上)、その結果の周知・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針 ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 30 条)	○ 個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の使用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 31 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第 33 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生の防止及 び発生時の対応 (第 35 条)	 事故発生の防止のための指針を整備しているか 市町村、入所(利用)者家族等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 事故発生の防止のための 指針 市町村、入所(居住)者 家族等への連絡状況がわ かるもの 事故に際して採った処置の 記録 損害賠償の実施状況がわ かるもの 事故発生防止のための委 員会の開催状況及び結果 がわかるもの 研修の計画及び実績がわ かるもの 担当者を置いていることが わかるもの
虐待の防止 (第 35 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護職員その他の従業者への周知・ 虐待の防止のための指針の整備・ 虐待の防止のための研修の定期実施・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

介護現場の生産性の 向上(第 35 条の 3) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 入所者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
厚生労働省令で定め る施設 (第3条、第41 条)	○ 許可申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
構造設備の基準 (第4条)	許可申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】使用目的に沿って使われているか【目視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 5 条)	○ 入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(入所 (入居)申込者又は家族 の同意があったことがわかる もの)◆ 入所(入居)契約書
入退所 (第8条)	 サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか 入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	▼ アセスメントの結果がわかるもの◆ モニタリングの結果がわかるもの◆ 施設サービス計画◆ 入所検討委員会会議録
サービスの提供の記 録 (第 9 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、具体的なサービ スの内容、入所(入居)者の状況そ の他必要な事項)について記録しているか	◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかる もの
指定介護老人保健 施設サービスの取扱 方針 (第 13 条、第 43 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているかり 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているかり 介護職員その他従業者に対し、身体 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの

	的拘束等の適正化のための研修を定 期的に開催しているか	
施設サービス計画の 作成 (第 14 条)	 ○ 入所(入居)者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているかアセスメントのため、入所(入居)者及びその家族に面接しているかりービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているかの施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか定期的に入所(入居)者と面接し、モニタリングを行い、結果を記録しているかるか 	 ◆ 施設サービス計画(入所 (入居)者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの
栄養管理 (第 17 条の 2)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	◆ 栄養ケア計画 ◆ 栄養状態の記録
口腔衛生の管理 (第 17 条の 3)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	◆ 口腔衛生の管理計画
看護及び医学的管理の下における介護 (第18条、第44条)	○ 入浴回数は適切か、また、褥瘡予防 体制は整備されているか	◆ サービス提供記録

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第2条)	入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な専門職が配置されているか必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第6条)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 11 条、第 42 条)	入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
管理者による管理 (第23条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
運営規程 (第 25 条、第 47 条)	 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入所定員 4.入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他施設の運営に関する重要事項 (ユニット型) 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員 4.入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 	◆ 運営規程

勤務体制の確保等 (第 26 条、第 48 条)	5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他施設の運営に関する重要事項 サービス提供は施設の従業者によって 行われているか 入所 (入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 26 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 27 条、第 49 条)	○ 入所定員(又はユニット毎の入居定 員)を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
非常災害対策 (第 28 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等(第 29 条)	 感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上)、その結果の周知・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修・訓練の定期実施 	 ◆ 感染症又は食中毒の予防 及びまん延の防止のための 対策を検討する委員会の 開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症又は食中毒の予防 及びまん延の防止のための 指針 ◆ 感染症及び食中毒の予 防・まん延の防止のための 研修及び訓練の実施状 況・結果がわかるもの

秘密保持等 (第 32 条)	○ 個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の使用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 34 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生の防止及 び発生時の対応 (第 36 条)	 事故発生の防止のための指針を整備しているか 市町村、入所(利用)者家族等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 事故発生の防止のための 指針 市町村、入所(利用)者 家族等への連絡状況がわ かるもの 事故に際して採った処置の 記録 損害賠償の実施状況がわ かるもの 事故発生の防止のための 委員会の開催状況及び結 果がわかるもの 研修の計画及び実績がわ かるもの 担当者を置いていることが わかるもの
虐待の防止 (第 36 条の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止する ため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の介 護職員その他の従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの
介護現場の生産性の 向上(第 36 条の 3) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 入所者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの

注) 確認項目の条項は「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)」から抽出・設定したもの

303 介護医療院

	確認項目	確認文書
厚生労働省令で定め る施設 (第5条、第45 条)	○ 許可申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
構造設備の基準 (第6条)	許可申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】使用目的に沿って使われているか【目視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第7条)	入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(入所 (入居)申込者又は家族 の同意があったことがわかる もの)◆ 入所(入居)契約書
入退所 (第 12 条)	 サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか 入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	 ▼セスメントの結果がわかるもの モニタリングの結果がわかるもの 施設サービス計画 入所検討委員会会議録
サービスの提供の記 録 (第 13 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、具体的なサービ スの内容、入所(入居)者の状況そ の他必要な事項)について記録しているか	◆ サービス提供記録◆ モニタリングの結果がわかるもの
介護医療院サービス の取扱方針 (第 16 条、第 47 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているかり介護職員その他従業者に対し、身体 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの

303 介護医療院

	的拘束等の適正化のための研修を定 期的に開催しているか	
施設サービス計画の 作成 (第 17 条)	 ○ 入所(入居)者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか ○ アセスメントのため、入所(入居)者及びその家族に面接しているか ○ サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか ○ 施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか ○ 定期的に入所(入居)者と面接し、モニタリングを行い、結果を記録しているか 	 ◆ 施設サービス計画(入所 (入居)者又は家族の同 意があったことがわかるも の) ◆ アセスメントの結果がわかる もの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかる もの
栄養管理 (第 20 条の 2)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	◆ 栄養ケア計画 ◆ 栄養状態の記録
口腔衛生の管理 (第 20 条の 3)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	◆ 口腔衛生の管理計画
看護及び医学的管 理の下における介護 (第 21 条、第 48 条)	○ 入浴回数は適切か、また、褥瘡予防 体制は整備されているか	◆ サービス提供記録

303 介護医療院

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第4条)	入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な専門職が配置されているか必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 10 条)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 14 条、第 46 条)	入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
管理者による管理 (第 26 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
運営規程 (第 29 条、第 51 条)	 運営における以下の重要事項について定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入所定員(I型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。) 4.入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項6.非常災害対策7.虐待の防止のための措置に関する事項8.その他施設の運営に関する重要事項(ユニット型) 1.施設の目的及び運営の方針2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員(I型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。) 	◆ 運営規程

303 介護医療院

	4.ユニットの数及びユニットごとの入居 定員 5.入居者に対する介護医療院サービ スの内容及び利用料、その他の費用の 額 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する 事項 9.その他施設の運営に関する重要事 項	
勤務体制の確保等 (第 30 条、第 52 条)	 サービス提供は施設の従業者によって 行われているか 入所(入居)者の処遇に直接影響 する業務を委託していないか 資質向上のために研修の機会を確保 しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受 講させるため必要な措置を講じている か 性的言動、優越的な関係を背景とし た言動による就業環境が害されること の防止に向けた方針の明確化等の措 置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 30 条の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 31 条、第 53 条)	○ 入所定員及び療養室の定員(ユニット型の場合は、ユニット毎の入居定員 及び療養室の定員)を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
非常災害対策 (第 32 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 33 条)	感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上)、その結果の周知	◆ 感染症又は食中毒の予防 及びまん延の防止のための 対策を検討する委員会の 開催状況・結果がわかるも の ・ 感染症又は食中毒の予防

303 介護医療院

秘密保持等 (第 36 条)	・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の 防止のための指針の整備 ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の 防止のための研修・訓練の定期実施 個人情報の利用に当たり、入所(入 居)者から同意を得ているか 退職者を含む、従業者が入所(入 居)者の秘密を保持することを誓約しているか	及びまん延の防止のための 指針 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための 研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの 個人情報の使用に関する 同意書 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 38 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生の防止及 び発生時の対応 (第 40 条)	 事故発生の防止のための指針を整備しているか 市町村、入所(利用)者家族等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 事故発生の防止のための 指針 市町村、入所(利用)者 家族等への連絡状況がわ かるもの 事故に際して採った処置の 記録 損害賠償の実施状況がわ かるもの 事故発生の防止のための 委員会の開催状況及び結 果がわかるもの 研修の計画及び実績がわ かるもの 担当者を置いていることが わかるもの
虐待の防止 (第 40 条の 2)	 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護職員その他の従業者への周知 虐待の防止のための指針の整備 虐待の防止のための研修の定期実施 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの
介護現場の生産性の 向上 (第 40 条の 3) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 入所者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの

注) 確認項目の条項は「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 49 条の 8)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画
サービスの提供の記 録 (第 49 条の 13)	○ 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	介護予防サービス計画サービス提供記録
指定介護予防訪問 入浴介護の具体的 取扱方針(第 57 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 47 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 48 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 50 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 51 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師又は協力医療機関に連 絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 53 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.サービスの利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.虐待の防止のための措置に関する事項 9.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 53 条の 2)	○ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか○ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表)◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ 研修の計画及び実績がわ

業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか	かるもの 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針業務継続計画研修の計画及び実績がわかるもの訓練の計画及び実績がわ
	○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	かるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防訪問入浴介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18

年厚生労働省令第35号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 67 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 予防支援事業者や他サービスと連携し ているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防訪問看護計画
サービスの提供の記 録 (第 49 条の 13)	介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているかサービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ サービス提供記録
指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針 (第76条)	一と人内容等が記録されているが 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的押者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり事体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり事業を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者のい事を記録しているかりが、心身の状況、その置かれているがのが、心身の状況、その置かれている環境等確に把握しているかれている環境等確に把握しているかれている環境等確に把握しているかれているが、当該を違えているが、当該を違えているが、指定を違えているが、当該を違えているが、当該を違いである。 ○ 利用者のおり、当該目標を違いているが、対議等がはでいるが、対しているが、当該目標を違いているが、対しているが、対しているが、対しているが、対策・計画が立てられているが、対策・対しているが、対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 主治の医師の指示及び介護予防サービス計画に基づく介護予防訪問看護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 介護予防訪問看護報告書

○ 介護予防訪問看護報告書は作成されているか

個別サ	・ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 63 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 64 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 69 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 71 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡を行う等の必要な 措置を講じているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 72 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防訪問看護の内容及 び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 72 条の 2)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントに

		よる就業環境悪化防止の
		ための方針
業務継続計画の策 定等 (第53条の2の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 めの研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の看護師等への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	項
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 67 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 予防支援事業者等との密接な連携に 努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ 介護予防訪問リハビリテーション計画
サービスの提供の記 録 (第 49 条の 13)	介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているかサービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定介護予防訪問リ ハビリテーションの具 体的取扱方針 (第 86 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているかり 入院中に受けていたリハビリテーションの内容を把握しているかりービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているかりで護予防サービス計画に基づいて介護予防訪問リハビリテーション計画が立てられているかり利用者又はその家族への説明・同意・ 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防訪問リハビリテーション計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ リハビリテーション実施計画書(医療機関作成) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 79 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認してい るか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 81 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 82 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内 容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防訪問リハビリテーション の利用料及びその他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 72 条の 2)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	業務継続計画研修の計画及び実績がわかるもの訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか感染症の予防及びまん延の防止のた	◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討 する委員会の開催状況・

	めの対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及びの防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、介護予防支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ▶ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

404 介護予防居宅療養管理指導

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 67 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 予防支援事業者や他サービスと連携し ているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画
サービスの提供の記 録 (第 49 条の 13)	○ 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ サービス提供記録
指定介護予防居宅 療養管理指導の具 体的取扱方針(第 95条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)

404 介護予防居宅療養管理指導

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 88 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 90 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 91 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防居宅療養管理指導 の種類及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 72 条の 2)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第53条の2の 2) ※令和9年4月1 日より義務化	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	○ 感染症の発生又はまん延しないよう次 の措置を講じているか	◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討

404 介護予防居宅療養管理指導

	 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 めの研修及び訓練の定期実施 	する委員会の開催状況・ 結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び 訓練の実施状況・結果が わかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、介護予防支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2) ※令和 9 年 4 月 1 日より義務化	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防居宅療養管理指導従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 118 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2) 心身の状況等の把握	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか○ サービス担当者会議等に参加し、利用	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ サービス担当者会議の記
(第49条の7)	者の心身の状況把握に努めているか	録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 67 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 予防支援事業者や他サービスと連携し ているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ 介護予防通所リハビリテーション計画
サービスの提供の記録 (第 49 条の 13)	介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているかサービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定介護予防通所リ バビリテーションの具 体的取扱方針 (第 125 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているかりがで受けていたリハビリテーションの内容を把握しているかりがビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているかりでいるかりできたいるかりである。 介護予防サービス計画に基づいて介護予防通所リハビリテーション計画が立てられているかり 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防通所リハビリテーション計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ リハビリテーション実施計画書(医療機関作成) ◆ モニタリングの結果がわかるもの

- 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか
- 訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、必要に報じて当該訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 117 条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 118 条の 2)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 118 条の 3)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡を行う等の必要な 措置を講じているか	◆ サービス提供記録
運営規程 (第 120 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防通所リハビリテーション の利用定員 5.指定介護予防通所リハビリテーション の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する 事項 10.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等(第 120 条の 2)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービス の継続実施及び早期の業務再開の計 画(業務継続計画)の策定及び必 要な措置を講じているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわ

	○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	かるもの
定員の遵守 (第 120 条の 3)	〇 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
非常災害対策 (第 120 条の 4)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
衛生管理等 (第 121 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	 □ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防通所リハビリテーション従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 □ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 132 条、第 153 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 133 条)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記 録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防短期入所生活 介護計画
サービスの提供の記録 (第 49 条の 13)	 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか 	◆ 介護予防サービス計画◆ サービス提供記録
身体的拘束等の禁止 (第136条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかりか束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務)り身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 知り入所生活介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防短期 入所生活介護の具 体的取扱方針 (第 144 条)	○ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握しているか 相当期間継続的に入所することが予定される利用者については、日常生活	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防短期入所生活 介護計画(利用者又は家 族の同意があったことがわか るもの)

	全般の状況及び希望を踏まえているか 指定介護予防短期入所生活介護の 目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容、提供を行う期 間等を記載しているか 介護予防サービス計画に基づいて介護 予防短期入所生活介護計画が立てら れているか 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか	
介護 (第 145 条、第 161 条)	○ 入浴の方法及び回数は適切か	◆ サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 129 条)	利用者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 130 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	◆ 管理者の雇用形態がわかるもの・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認してい るか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 135 条、第 155 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 137 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師又は協力医療機関へ連 絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 138 条、第 156 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.利用定員(第 129 条第 2 項の 適用を受ける特別養護老人ホームで ある場合を除く。) 4.指定介護予防短期入所生活介護 の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の送迎の実施地域 6.サービス利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する 事項 10.その他運営に関する重要事項 (ユニット型) 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内	◆ 運営規程

	容	
	3.利用定員(第 129 条第 2 項の適 用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 4.ユニットの数及びユニットごとの利用 定員(第 129 条第 2 項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 5.指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の送迎の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第 120 条の 2、 第 157 条)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 53 条の2の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 139 条、第 158 条)	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
介護現場の生産性の 向上(第 140 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 120 条の 4)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも

		Ø
衛生管理等 (第 139 条の 2)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、介護予防支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防短期入所生活介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	項
	確認項目	確認文書
設備 (第 188 条、第 205 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 133 条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか ○ サービス担当者会議等に参加し、利用	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ サービス担当者会議の記
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	▼ リーC人担ヨ有芸譲の記 録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防短期入所療養 介護計画
サービスの提供の記 録 (第 49 条の 13)	○ 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ サービス提供記録
身体的拘束等の禁止(第 191 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 財入所介護予防療養介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 短期入所介護予防療養介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防短期 入所療養介護の具 体的取扱方針	○ 利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境を踏まえているか○ サービスの目標、当該目標を達成する	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防短期入所療養 介護計画(利用者又は家

(第 197 条)	ための具体的なサービスの内容等を記載しているか 介護予防サービス計画に基づいて短期入所療養介護計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか	族の同意があったことがわか るもの)
看護及び医学的管理の下における介護 (第 200 条、第 212 条)	○ 入浴の方法及び回数は適切か	◆ サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 187 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 190 条、第 206 条)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか ○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 192 条、第 207 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.指定介護予防短期入所療養介護 の内容及び利用料その他の費用の額 4.通常の送迎の実施地域 5.施設利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第120条の2、 第208条) 業務継続計画の策	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 感染症、非常災害発生時のサービス 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ◆ 業務継続計画
定等 (第 53 条の2の 2)	の継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 193 条、第	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え

200 (7)		
209条) 介護現場の生産性の 向上(第 140条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 120 条の 4)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 121 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、介護予防支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防短期入所療養介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 233 条、第 257 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び契約の締結 等 (第 234 条、第 258 条)	○ 入居申込者又はその家族への説明を 行い、入居及び指定介護予防特定施 設入居者生活介護の提供に関する契 約を文書により締結しているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書 ◆ 入居及び指定介護予防特 定施設入居者生活介護の 提供に関する契約書
サービスの提供の記 録 (第 237 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)が記録されているか	◆ サービス提供記録
口腔衛生の管理 (第 238 条の 2) ※令和 9 年 3 月 3 1 日まで努力義務	○ 各利用者の状態に応じた口腔衛生の 管理を計画的に行っているか。	◆ 口腔衛生の管理計画
身体的拘束の禁止(第 239 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり強い過ごといるかり強いであるかった。 う様の方法をはいるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであるのであ	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防特定 施設入居者介護の 具体的取扱方針 (第 247 条)	○ 利用者について、その有する能力、その 置かれている環境等を踏まえているか (アセスメント)○ 介護予防特定施設従業者と協議の 上、サービスの目標及びその達成時 期、サービスの内容並びにサービスを提 供する上での留意点等を盛り込んでいるか○ 介護予防特定施設サービス計画を本	 ↑ 介護予防特定施設サービス計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの

	0	人や家族に説明し、文書により同意を得ているか介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているか(モニタリング)必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか		
介護 (第 248 条)	0	自ら入浴が困難な利用者に対する入 浴の回数及び方法は適切か	•	サービス提供記録

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 231 条、第 255 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 232 条、第 256 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 238 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 51 条)	○ 緊急時等において、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 240 条、第 259 条)	運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続6.施設の利用に当たっての留意事項7.緊急時等における対応方法8.非常災害対策9.虐待の防止のための措置に関する事項10その他運営に関する重要事項 10その他運営に関する重要事項 注)外部サービス利用型の場合 1.事業の目的及び運営の方針 2.外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の	◆ 運営規程

勤務体制の確保等 (第 241 条)	内容 3.入居定員及び居室数 4.外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地 6.利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 7.施設の利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項 サービス提供は介護予防特定的 従業員によって行われているか 業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか ⑤ 質向上のために研修の機会を確保しているか ⑥ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ⑥ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 委託事業者の業務の実施状況の確認記録 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
介護現場の生産性の 向上(第 140 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 120 条の 4)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも

408 介護予防特定施設入居者生活介護

		0
衛生管理等 (第 139 条の 2)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が入所者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防特定施設入居者生活介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 268 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2) 心身の状況等の把握	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか○ サービス担当者会議等に参加し、利用	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ サービス担当者会議の記
(第49条の7)	者の心身の状況把握に努めているか	録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 49 条の 8)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条の 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画
サービスの提供の記録 (第 49 条の 13)	 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、終了日並びに種目及び品名、介護保険法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか 	◆ 介護予防サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定介護予防福祉 用具貸与の具体的 取扱方針 (第 278 条)	 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状況等を踏まえ提案を行っているか 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ サービス提供記録
介護予防福祉用具 貸与計画の作成	○ 利用者の希望、心身の状況及びその 置かれている環境を踏まえているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防福祉用具貸与

(第278条の2)

- 活定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等(福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等)を記載しているか
- 介護予防福祉用具貸与計画の実施 状況の把握(モニタリング)を行う時 期等を記載しているか。
- 介護予防福祉用具貸与計画の作成 後、モニタリングを行っているか(対象 福祉用具の場合は貸与後6月以内 に1回以上)
- モニタリングの結果を記録し、介護予防 サービス計画を作成した指定介護予 防支援事業者に報告しているか
- 介護予防サービス計画に基づいて福祉 用具貸与計画が立てられているか
- 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか
- 介護予防福祉用具貸与計画作成後、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行っているか

- 計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)
- ◆ アセスメントの結果がわかる もの
- ◆ モニタリングの結果がわかる もの

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
福祉用具専門相談 員の員数 (第 266 条)	○ 福祉用具専門相談員の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 福祉用具専門相談員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 福祉用具専門相談員の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し又は福祉用具専門相談員指定講習修了証明書の写し)
管理者 (第 267 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 269 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
運営規程 (第 270 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防福祉用具貸与の提 供方法、取り扱う種目及び利用料その 他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 120 条の 2)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針

業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2) 適切な研修の機会の 確保並びに福祉用具	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか ○ 福祉用具専門相談員の資質向上のための福祉用具に関する適切な研修	業務継続計画研修の計画及び実績がわかるもの訓練の計画及び実績がわかるもの研修の計画及び実績がわかるもの
専門相談員の知識 及び技能の向上等 (第 271 条)	の機会を確保しているか	מספיינו
衛生管理等 (第 273 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ
(第53条の6)		◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の福祉用具専門相談員への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18

年厚生労働省令第35号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	項
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 284 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 49 条の 2)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの) ◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 49 条の 8)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 49 条 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画
サービスの提供の記録 (第 285 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、提供したサービスの内容、使用者の心身の状況その他必要な事項)が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定介護予防特定 福祉用具販売の具 体的取扱方針(第 291条)	 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状況等を踏まえ提案を行っているか 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ サービス提供記録
特定介護予防福祉 用具販売計画の作 成 (第 292 条)	○ 利用者の心身の状況、希望及びその 置かれている環境を踏まえているか ○ 指定特定介護予防福祉用具販売の 目標、当該目標を達成するための具	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 特定介護予防福祉用具 販売計画(利用者又は家 族の同意があったことがわか

体的サービスの内容等(福祉用具の 利用目標、具体的な福祉用具の機 種、当該機種選定理由等)を記載しているか 介護予防サービス計画に基づいて特定 介護予防福祉用具販売計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 対象福祉用具について、特定介護 予防福祉用具販売計画作成後、 当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
福祉用具専門相談 員の員数 (第 282 条)	○ 福祉用具専門相談員の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか	 ◆ 福祉用具専門相談員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 福祉用具専門相談員の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し又は福祉用具専門相談員指定講習修了証明書の写し)
管理者 (第 283 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
保険給付の申請に必要となる書類等の交付(第287条)	○ 利用者からの販売費用の額の支払いを受けた場合は、当該指定特定介護 予防福祉用具販売事業所の名称、 販売した特定介護予防福祉用具の種 目及び品目の名称及び販売費用の額 その他必要と認められる事項を記載し た証明書、領収書、当該特定介護予 防福祉用具のパンフレットその他の当 該特定介護予防福祉用具の概要に ついて記載した書面を利用者に対して 交付しているか	 ◆ 請求書 ◆ 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ◆ 領収書 ◆ 特定介護予防福祉用具のパンフレット他概要がわかるもの
運営規程 (第 270 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定特定介護予防福祉用具貸与 の提供方法、取り扱う種目及び利用 料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する 事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等	○ サービス提供は事業所の従業者によっ	◆ 従業者の勤務体制及び勤

(\$\frac{\pi_{1}}{2} \cdot \frac{\pi_{2}}{2} \cdot \fra	7/ ⁻ -10.10 71 × 7.1×	マケマ・キャット スナ の (/51)
(第 120 条の 2)	て行われているか (性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実 績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常 勤)がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントに よる就業環境悪化防止の ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
適切な研修の機会の 確保並びに福祉用具 専門相談員の知識 及び技能の向上等 (第 271 条)	○ 福祉用具専門相談員の資質向上の ための福祉用具に関する適切な研修 の機会を確保しているか	◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6) 苦情処理 (第 53 条の 8)	広告は虚偽又は誇大となっていないか苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	ペ パンフレット/チラシ◆ web 広告◆ 苦情の受付簿◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	虐待の発生又はその再発を防止する ため次の措置を講じているか虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の福	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針

- 祉用具専門相談員への周知
- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- ・ 虐待の防止のための研修の定期実施
- 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか
- ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの
- ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18年厚生労働省令第 35 号)」から抽出・設定したもの

		III
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第4条)	● 重要事項を記した文書について、利用申込者又はその家族へ交付し説明を行い同意を得ているか● 重要事項説明書の内容に不備等はないか● 内容及び手続(複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること等)について説明し、理解を得ているか	 ◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ 内容及び手続きの説明に対して利用申込者の理解を得られたことがわかるもの(例:利用申込者の署名文書) ◆ 利用契約書
指定介護予防支援の具体的取扱方針(第30条)	 利用者の日常生活全般を束・福祉サービス等の利用も含めて介護予防いるかります。 利用者が有する生活機能や健康状態、その置かれている環境等を営みすべるを選を担し、利用者が有する生活機能等を営みすべるができるとができるとができるとができるとかりした。 別用者が有する生活機能等を営みすべるができるとができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるととができるとといるといるができるとといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	 ▼ アセスメンの結果がわかるもの ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ 介護予防サービス計画 ◆ 支援経過記録等 ◆ モニタリングの結果記録 ◆ 個別サービス計画 ◆ 身体的拘束等がある場合)

状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しているか	

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第2条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格は有しているか○ 専門員証の有効期限は切れていないか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第3条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第7条)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
運営規程 (第 17 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.職員の職種、員数及び職務内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防支援の提供方法、 内容及び利用料、その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する事 項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保 (第 18 条)	 サービス提供は事業所の介護支援専門員・従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるバラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第 18 条の 2)	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか担当職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの

	○ 定期的に計画の見直しを行い必要に 応じて計画の変更を行っているか	
感染症の予防及びま ん延防止のための措 置 (第 20 条の 2)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 22 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	● 個人情報の利用に関する 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 23 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ Web 広告
苦情処理 (第 25 条)	○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情の対応記録
事故発生時の対応 (第 26 条)	○ 市町村、利用者家族等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 26 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の担当職員への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省 令第 37 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第3条の12)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第3条の13)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 3 条の 15)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 3 条の 18)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護の具体的取扱方 針(第3条の22)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護計 画等の作成 (第3条の24)	 サービスの日時等については居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ決定しているか 定期的に利用者の居宅を訪問しアセスメントを行っているか 主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標達成のためのサービス内容等が記載されているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか 訪問看護報告書は作成されているか 	 ◆ 居宅サービス計画 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 訪問看護報告書

個別サ	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第3条の4)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第3条の5)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第3条の10)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第3条の19)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第3条の27)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第3条の29)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8.虐待の防止のための措置に関する事項 9.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第3条の30)	○ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか○ 性的言動、優越的な関係を背景とし	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常

業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	た言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第3条の31)	応じて計画の変更を行っているか 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ
(第3条の34) 苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保管しているか	◆ web 広告◆ 苦情の受付簿◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 3 条の 37)	 介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上開催しているか 介護・医療連携推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか 介護・医療連携推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか 介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか 	◆ 介護・医療連携推進会議 の記録
事故発生時の対応 (第3条の38)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に報告しているか○ 事故状況、事故に際して採った措置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止	○ 虐待の発生又はその再発を防止する	◆ 虐待の防止のための対策を

(第3条の38の 2)

- ため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の定 期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 虐待の防止のための指針の整備

従業者への周知

- ・ 虐待の防止のための研修の定期実施
- 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか

検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの

- ◆ 虐待の防止のための指針
- ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの
- ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第3条の12)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第3条の13)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスとの密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 3 条の 15)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 夜間対応型訪問介護計画 (利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 3 条の 18)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録
指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針(第 10条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
夜間対応型訪問介 護計画の作成 (第 11 条)	 利用者の日常生活全般の状況、希望を踏まえて夜間対応型訪問介護計画が立てられているか 定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な各サービスの内容等を記載しているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 夜間対応型訪問介護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか 	 ◆ 居宅サービス計画 ◆ 夜間対応型訪問介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第6条)	○ 従業者の員数は適切であるか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第7条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第3条の10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第3条の19)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 12 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 14 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定夜間対応型訪問介護の内容 及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8.虐待の防止のための措置に関する 事項 9.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 15 条)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか資質向上のために研修の機会を確保しているか性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されること	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表)◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの

業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	の防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 3 条の 31)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第3条の34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 3 条の 38)	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・ 虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の夜間対応型訪問介護従業者への周知・ 虐待の防止のための指針の整備・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 44 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 23 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記 録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第3条の13)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスと密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 3 条の 15)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 認知症対応型通所介護 計画(利用者又は家族の 同意があったことがわかるも の)
サービスの提供の記 録 (第3条の18)	 ○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか ○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか ○ 送迎が適切に行われているか 	◆ サービス提供記録◆ 送迎記録がわかるもの
認知症対応型通所 介護の具体的取扱 方針(第 51 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)
認知症対応型通所 介護計画の作成 (第 52 条)	 ○ 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか ○ 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか ○ 居宅サービス計画に基づいて認知症対応型通所介護計画が立てられているか ○ 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 	 ★ 居宅サービス計画 ◆ 認知症対応型通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

○ 利用者について、計画に従ったサービス の実施状況及び目標の達成状況の記 録を行っているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 42 条、第 45 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 43 条、第 47 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第3条の10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認してい るか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 24 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 12 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
(第 12 宋) 運営規程 (第 54 条)	正元の医師に建裕しているが 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定認知症対応型通所介護の 利用定員 5.指定認知症対応型通所介護の 内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	● 運営規程
勤務体制の確保等 (第 30 条)	○ サービス提供は事業所の従業員によっ て行われているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤 務実績がわかるもの(例:

	 ○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか○ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	勤務体制一覧表、勤務実績表)雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの研修の計画及び実績がわかるもの職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 31 条)	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
非常災害対策(第 32 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 33 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 3 条の 34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
(第3条の34) 苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	★ 苦情の受付簿★ 苦情への対応記録
地域との連携等	○ 運営推進会議を概ね6月に1回以	◆ 運営推進会議の記録
-		

(第 34 条)	上開催しているか 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか運営推進会議の会議録が公表されているか	
事故発生時の対応 (第 35 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の認知症対応型通所介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 67 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 68 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
サービスの提供の記録 (第3条の18)	 ○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか ○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか ○ 送迎が適切に行われているか 	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録◆ 送迎記録がわかるもの
指定小規模多機能 型居宅介護の具体 的取扱方針 (第 73 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり体がりったのが見ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務)り身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催いているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
居宅サービス計画の作成(第74条)	○ 当該事業所の介護支援専門員は、居 宅サービス計画の作成にあたっては、指 定居宅介護支援等の事業の人員及	◆ アセスメントの結果記録◆ サービス担当者会議の記録

	び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号)第 13 条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか	◆ 居宅サービス計画◆ 支援経過記録等◆ モニタリングの結果がわかるもの◆ 個別サービス計画
小規模多機能型居 宅介護計画の作成 (第 77 条)	 ○ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえているか小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか小規模多機能型居宅介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行っているか ○ 必要に応じ小規模多機能型居宅介護計画を変更しているか 	 ★ 居宅サービス計画 ◆ 小規模多機能型居宅介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録
介護等 (第 78 条)	 ○ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ○ 利用者の食事その他の家事等(清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 63 条)	利用者に対し、従業者の員数は適切であるか介護支援専門員は必要な研修を受けているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの)
管理者 (第 64 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第3条の10)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 71 条)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 80 条)	○ 緊急時等に、速やかに主治の医師又 は協力医療機関に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 81 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定小規模多機能型居宅介護 の登録定員並びに通いサービス及び宿 泊サービスの利用定員 5.指定小規模多機能型居宅介護 の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項	◆ 運営規程

	11.その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第30条)	 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
定員の遵守 (第 82 条)	○ 登録定員並びに通いサービス及び宿 泊サービスの利用定員を上回っていな いか	◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
非常災害対策 (第 82 条の 2)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
介護現場の生産性の 向上 (第 86 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
衛生管理等 (第 33 条)	 感染症が発生し又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 3 条の 33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用	◆ 個人情報の利用のための 同意書

	者家族の情報)から同意を得ているか 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 3 条の 34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 34 条)	○ 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか○ 運営推進会議において、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況の報告を行い、評価を受けているか○ 運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか○ 運営推進会議の会議録が公表されているか	◆ 運営推進会議の記録
事故発生時の対応 (第 3 条の 38)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に連絡しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の小規模多機能型居宅介護従業者への周知・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止ための指針◆ 虐待の防止ための研修の計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

605 認知症対応型共同生活介護

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 93 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7) 入退居	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか ○ 入居申込者が認知症であることを確認	◆ 重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの)◆ 利用契約書◆ アセスメントの結果がわかる
(第 94 条)	しているか ○ 入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか	もの
サービスの提供の記 録 (第 95 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、提供したサービス の内容、利用者の状況、その他必要 な事項)を記録しているか	◆ サービス提供記録◆ モニタリングの結果がわかるもの
指定認知症対応型 共同生活介護の取 扱方針 (第 97 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり事体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり事体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり事体的対束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり事体的拘束等の適正化のための指針を整備しているかり薄に関係いているかう護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催いているから担供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議による評価を受け、結果を公表しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 外部又は運営推進会議による評価の結果

605 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同 生活介護計画の作 成 (第 98 条)	 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえているか介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めているか認知症対応型共同生活介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているかい。 ○ 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行っているかんである。 	 ■ 認知症対応型共同生活 介護計画(利用者又は家 族の同意があったことがわか るもの) ● アセスメントの結果がわかる もの ● サービス提供記録 ● モニタリングの結果がわかる もの
介護等 (第 99 条)	 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 利用者の食事その他の家事等(清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ サービス提供記録

605 認知症対応型共同生活介護

個別サ-		に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 90 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 計画作成担当者は必要な研修を受けているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの)
管理者 (第 91 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を 兼務している場合、兼務体制は適切 か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第3条の10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 96 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第80条)	○ 緊急時等において、速やかに主治の 医師又は協力医療機関に連絡して いるか	◆ サービス提供記録
運営規程 (第 102 条)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.利用定員 4.指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.入居に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 103 条)	○ 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実

605 認知症対応型共同生活介護

	 ○ 利用者が安心して日常生活を送るとができるよう、継続性を重視したりじス提供に配慮しているか ○ 資質向上のために研修の機会を確しているか ○ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ○ 性的言動、優越的な関係を背景とた言動による就業環境が害されるこの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ★ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ★ 研修の計画及び実績がわかるもの ★ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
定員の遵守 (第 104 条)	○ 入居定員及び居室の定員を上回: いないか	って ◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策定 等 (第3条の30の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービの継続実施及び早期の業務再開は計画(業務継続計画)の策定及必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施している。 ○ 定期的に計画の見直しを行い必要応じて計画の変更を行っているか	の ◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわ かるもの
非常災害対策 (第 82 条の 2)	 非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるかま常災害時の関係機関への通報び連携体制は整備されているか、避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか 訓練の実施に当たって、運営推進・議を活用し、地域住民の参加が得れるよう連携に努めているか 	及 消防計画 (風水害、地震 対策含む) 又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 会 避難・救出等訓練の実施
介護現場の生産性の 向上(第 86 条の 2) ※令和9年3月31 日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービス 質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会を 定期的に開催しているか	会の開催状況がわかるもの
衛生管理等(第 33 条)	 感染症が発生し又はまん延しない。次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のめの対策を検討する委員会開催おむね6月に1回以上)、その結めの周知 感染症の予防及びまん延の防止のめの指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のめの指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のめの研修及び訓練の定期実施 	の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・ 結果がわかるもの *** 感染症の予防及びまん延 の防止のための指針 *** 感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び 訓練の実施状況・結果が わかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利 者家族の情報)から同意を得てい	用同意書

605 認知症対応型共同生活介護

	_			
	0	か 退職者を含む、従業者が利用者の 秘密を保持することを誓約しているか		
広告 (第 3 条の 34)	0	広告は虚偽又は誇大となっていない か	*	パンフレット/チラシ web 広告
苦情処理 (第 3 条の 36)	0	苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	*	苦情の受付簿 苦情への対応記録
地域との連携等 (第34条)	0 0 0	運営推進会議をおおむね2月に1 回以上開催しているか 運営推進会議において、活動状況の 報告を行い、評価を受けているか 運営推進会議で挙がった要望や助 言が記録されているか 運営推進会議の会議録が公表され ているか	•	運営推進会議の記録
事故発生時の対応 (第 3 条の 38)	0 0	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置 が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	* * *	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの事故に際して採った処置の記録 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	•	虐待の発生又はその再発を防止する ため次の措置を講じているか 虐待の防止のための対策を検討する 委員会の定期開催及びその結果の 介護従業者への周知 虐待の防止のための指針の整備 虐待の防止のための研修の定期実 施 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか	* * *	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの虐待の防止のための指針虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

		· 項
	確認項目	確認文書
設備 (第 112 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び契約の締結 等 (第 113 条)	入居申込者又はその家族への説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書 ◆ 入居及び指定地域密着型 特定施設入居者生活介 護の提供に関する契約書
サービスの提供の記 録 (第 116 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)が記録されているか	◆ サービス提供記録
指定地域密着型特 定施設入居者生活 介護の取扱方針 (第 118 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかりへけるかり持束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり持束等の適正化のための指針を整備しているかり持束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
地域密着型特定施 設サービス計画の作 成 (第 119 条)	 ○ 利用者について、その有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか (アセスメント) ○ 地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んでいるか ○ 地域密着型特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか ○ 地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているか (モニ 	 ◆ 地域密着型特定施設サービス計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの

	0	タリング) 必要に応じて特定施設サービス計画の 変更を行っているか		
介護 (第 120 条)	0	自ら入浴が困難な利用者に対する入 浴の回数及び方法は適切か	•	サービス提供記録

個別サ-	 -ビスの質を確保するための体制	
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 110 条)	利用者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な専門職が配置されているか必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 111 条)	管理者は常勤専従か、他の職務を 兼務している場合、兼務体制は適切 か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第3条の10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 117 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 80 条)	○ 緊急時等において、速やかに主治の 医師又は協力医療機関に連絡して いるか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 125 条)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 10その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第 126 条)	○ サービス提供は特定施設の従業員によって行われているか○ 業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実 績表)

	 況について定期的に確認し結果を記録しているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 委託事業者の業務の実施状況の確認記録 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策定 等 (第3条の30の 2)	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか、従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 訓練の計画及び実績がわ かるもの
介護現場の生産性の 向上 (第 86 条の 2) ※令和9年3月31 日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会を 定期的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 32 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるかま常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
衛生管理等 (第 33 条)	 感染症が発生し又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が入所者の 秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用のための 同意書◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告	○ 広告は虚偽又は誇大となっていない	◆ パンフレット/チラシ

(# 2 / 0 24)	45	▲
(第3条の34)	か 	◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 34 条)	□ 運営推進会議をおおむね2月に1 回以上開催しているか□ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか□ 運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか□ 運営推進会議の会議録が公表されているか	◆ 運営推進会議の記録
事故発生時の対応 (第3条の38)	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 3 条の 38 の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の地域密着型特定施設従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項				
	確認項目	確認文書		
設備 (第 132 条、第 160 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)		
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	○ 入所(入居)申込者又はその家族へ 説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(入所 (入居)申込者又は家族 の同意があったことがわかる もの)◆ 入所契約書		
入退所 (第 134 条)	 サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか 入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	 ▼ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 地域密着型施設サービス計画 ◆ 入所検討委員会会議録 		
サービスの提供の記 録 (第 135 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、提供したサービス の内容、入所(入居)者の心身の状況、その他必要な事項)を記録しているか	◆ サービス提供記録◆ モニタリングの結果がわかるもの		
指定地域密着型介 護老人福祉施設入 所者生活介護の取 扱方針 (第 137 条、第 162 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているかり持束等の適正化のための指針を整備しているか ○ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているかり持束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの 		
地域密着型施設サー	○ 入所(入居)者の有する能力、その	◆ 地域密着型施設サービス		

ビス計画の作成 (第 138 条)	置かれている環境等を踏まえているか アセスメントのため、入所 (入居) 者 及びその家族に面接しているか サービス担当者会議等により専門的意 見を聴取しているか 地域密着型施設サービス計画を本人 や家族に説明し、文書により同意を得 ているか 定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか	計画(入所(入居)者 又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの
介護 (第 139 条、第 163 条)	○ 入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	◆ サービス提供記録/業務 日誌
栄養管理 (第 143 条の 2)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	◆ 栄養ケア計画 ◆ 栄養状態の記録
口腔衛生の管理 (第 143 条の 3)	○ 各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	◆ 口腔衛生の管理計画

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
	確認項目	確認文書	
従業者の員数 (第 131 条)	入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか必要な専門職が配置されているか必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し) 	
受給資格等の確認 (第3条の10)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等	
利用料等の受領 (第 136 条、第 161 条)	入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書	
入所者の入院期間 中の取扱い (第 145 条)	概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	◆ サービス提供記録	
緊急時等の対応 (第 145 条の 2)	○ 配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法が定められているか ○ 当該対応方法は年1回以上見直されているか	◆ 緊急時等における対応方 法を定めたもの	
管理者による管理 (第 146 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼 務している場合、兼務体制は適切か	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) 	
運営規程 (第 148 条、第 166 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入所定員 4.入所者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 の内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.緊急時等における対応方法 7.非常災害対策 8.虐待の防止のための措置に関する 事項	◆ 運営規程	

	0 7 0 11-15-0 - 15-14 20	
勤務体制の確保等	9.その他施設の運営に関する重要事項 (ユニット型) 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員 4.ユニットの数及びユニットごとの入居定員 5.入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額6.施設の利用に当たっての留意事項7.緊急時等における対応方法8.非常災害対策9.虐待の防止のための措置に関する事項10.その他施設の運営に関する重要事項	◆ 従業者の勤務体制及び勤
(第 149 条、第 167 条)	 りーと人徒供は加設の従来者によりで行われているか 入所(入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	 ▼ 従来者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 150 条、第 168 条)	○ 入所定員(又はユニット毎の入居定 員)を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
介護現場の生産性の 向上 (第 86 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 32 条)	○ 非常災害(火災、風水害、地震等) に対する具体的計画はあるか	◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た

	非常災害時の関係機関への通報及び 連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施 しているか	消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 151 条)	 感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね3月に1回以上)、その結果の周知 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針 ◆ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 153 条)	○ 個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の使用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 3 条の 34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	★ 苦情の受付簿★ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 34 条)	○ 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか○ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか○ 運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか○ 運営推進会議の会議録が公表されているか	◆ 運営推進会議の記録
事故発生の防止及 び発生時の対応 (第 155 条)	 事故発生の防止のための指針を整備しているか 市町村、入所(利用)者家族等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 事故発生の防止のための指針 市町村、入所(居住)者家族等への連絡状況がわかるもの 事故に際して採った処置の記録 損害賠償の実施状況がわかるもの 事故発生防止のための委員会の開催状況及び結果がわかるもの 研修の計画及び実績がわ

		かるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 175 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 68 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
サービスの提供の記録 (第3条の18)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画◆ サービス提供記録◆ 送迎記録がわかるもの
指定看護小規模多 機能型居宅介護の 具体的取扱方針 (第 177 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり事体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり事体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているかり事体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) ○ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) ○ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
居宅サービス計画の作成(第74条)	当該事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3	◆ アセスメントの結果記録◆ サービス担当者会議の記録◆ 居宅サービス計画

	月 31 日厚生省令第 38 号)第 13 条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか	◆ 支援経過記録等◆ モニタリングの結果がわかるもの◆ 個別サービス計画
看護小規模多機能 型居宅介護計画及 び看護小規模多機 能型居宅介護報告 書の作成 (第 179 条)	 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているか(アセスメント) 看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか(サービス担当者会議等) 居宅サービス計画に基づいて看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか 看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行っているか(モニタリング) 必要に応じ看護小規模多機能型居宅介護計画を変更しているか看護小規模多機能型居宅介護報告書は作成されているか 	 ◆ 主治の医師の指示及び居宅サービス計画に基づく看護小規模多機能型居宅介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 看護小規模多機能型居宅介護報告書
介護等 (第 78 条)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 利用者の食事その他の家事等(清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、原則として利用者と看護小規模多機能型居宅介護利用者が共同で行うよう努めているか。 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ サービス提供記録

個別サ-		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 171 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 介護支援専門員は必要な研修を受けているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの)
管理者 (第 172 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を 兼務している場合、兼務体制は適切 か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第3条の10)	被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 71 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 180 条)	○ 緊急時等に、速やかに主治の医師に 連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第81条)	運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5.指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項	◆ ザービス提供記録 ◆ 運営規程

	11.その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等 (第 30 条)	 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が書されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 職場におけるハラスメントに
定員の遵守 (第82条)	○ 登録定員並びに通いサービス及び宿 泊サービスの利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策定 等 (第3条の30の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
介護現場の生産性の 向上(第 86 条の 2) ※令和9年3月31 日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会を 定期的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 82 条の 2)	 ○ 非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか ○ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか ○ 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか ○ 訓練の実施に当たって、運営推進会議を活用し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか 	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるも の
衛生管理等 (第 33 条)	 感染症が発生し又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(まおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・ 結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び
秘密保持等 (第 3 条の 33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ている	◆ 個人情報の利用のための 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書

広告	か 退職者を含む、従業者が利用者の 秘密を保持することを誓約しているか 広告は虚偽又は誇大となっていない ◆ パンフレット/チラシ
(第3条の34) 苦情処理 (第3条の36)	か
地域との連携等 (第 34 条)	 運営推進会議をおおむね2月に1 回以上開催しているか 運営推進会議において、通いサービス 及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況の報告を行い、評価を受けて いるか 運営推進会議で挙がった要望や助 言が記録されているか 運営推進会議の会議録が公表され ているか
事故発生時の対応 (第 3 条の 38)	 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 本 指害賠償の実施状況がわかるものかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の看護小規模多機能型居宅介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ① 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 22 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第3条の7)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 23 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記 録
居宅介護支援事業 者等との連携 (第3条の13)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 支援専門員や他サービスと密接な連 携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供 (第 3 条の 15)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画◆ 地域密着型通所介護計画画又は療養通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)
サービスの提供の記録 (第3条の18)	 ○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第 42 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか ○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか ○ 送迎が適切に行われているか 	◆ サービス提供記録 ◆ 送迎記録がわかるもの
指定地域密着型通 所介護の具体的取 扱方針(第 26 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないかり ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているかり ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 	◆ 身体的拘束等の記録(身 体的拘束等がある場合)
地域密着型通所介 護計画又は療養通 所介護計画の作成 (第 27 条、第 40 条の 9)	 ○ 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか ○ 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか ○ 居宅サービス計画に基づいて地域密着型通所介護計画又は療養通所介護計画が立てられているか ○ 利用者又はその家族への説明・同意・ 	 ★ 居宅サービス計画 ◆ 地域密着型通所介護計画又は療養通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

0	交付は行われているか 利用者について、計画に従ったサービス の実施状況及び目標の達成状況の記 録を行っているか 訪問看護計画書の内容との整合を図 っているか(療養通所介護に限る)	•	訪問看護計画書

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 20 条、第 40 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 21 条、第 40 条の 2)	管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か管理者は看護師であるか(療養通所介護に限る)	◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
受給資格等の確認 (第3条の10)	被保険者資格、要介護認定の有無、 要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 24 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 12 条、第 40 条の 10)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 29 条、第 40 条の 12)	 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定地域密着型通所介護の利用定員 5.指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項 (療養通所介護) 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 	◆ 運営規程

安全・サービス提供管理委員会の設置 (第 40 条の 14)	内容 3.営業日及び営業時間 4.指定療養通所介護の利用定員 5.指定療養通所介護の利用定員 5.指定療養通所介護の内容及び利 用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事項 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 10.その他運営に関する重要事項 10.その他運営に関する重要事項 (1)に対しているかでは、安全・サービス提供管理委員会を概ね6月に1回以上開催しているかで安全・サービス提供管理委員会において、安全管理に必要なデータ収集を行っているかで全・サービス提供管理委員会において、安全・サービス提供管理委員会において、安全がつ適切なサービス提供確保	◆ 安全・サービス提供管理委 員会の記録
勤務体制の確保等 (第30条) 業務継続計画の策 定等 (第3条の30の 2)	のための方策を検討し、記録しているか サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守	○ 利用定員を上回っていないか	◆ 国保連への請求書控え
(第31条)		
非常災害対策 (第 32 条)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるもの
衛生管理等 (第 33 条)	○ 感染症の発生又はまん延しないよう次 の措置を講じているか	◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討

	 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 めの研修及び訓練の定期実施 	する委員会の開催状況・ 結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延 の防止のための研修及び 訓練の実施状況・結果が わかるもの
秘密保持等 (第 3 条の 33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 3 条の 34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第 34 条、第 40 条の 16)	 運営推進会議を概ね6月に1回以上(療養通所介護は12月に1回以上)開催しているか 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか 運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか 運営推進会議の会議録が公表されているか 	◆ 運営推進会議の記録
事故発生時の対応 (第 35 条)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援 事業者等に報告しているか○ 事故状況、事故に際して採った処置が 記録されているか○ 損害賠償すべき事故が発生した場合 に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第3条の38の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の通所介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」から抽出・設定したもの

	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 7 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 11 条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 16 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業 者等との連携 (第 17 条)	○ サービス担当者会議等を通じて介護 予防支援事業者や他サービスと密接 な連携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計 画に沿ったサービスの 提供 (第 19 条)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービ スが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画◆ 介護予防認知症対応型通所介護計画(利用者 又は家族の同意があったことがわかるもの)
サービスの提供の記 録 (第 21 条)	 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか 送迎が適切に行われているか 	◆ サービス提供記録 ◆ 送迎記録がわかるもの
指定介護予防認知 症対応型通所介護 の具体的取扱方針 (第 42 条)	 ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか ○ 介護予防認知症対応型通所介護計画の策定に当たり、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえているか ○ 介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか ○ 介護予防サービス計画に基づいて認知症対応型通所介護計画が立てられているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防認知症対応型通所介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの

○ 利用者又はその家族への説明・同意・ 交付は行われているか○ 利用者について、計画に従ったサービス の実施状況及び目標の達成状況の記 録を行っているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第5条、第8 条)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか○ 必要な専門職が配置されているか○ 必要な資格を有しているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
管理者 (第 6 条、第 10 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第 14 条)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 22 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 25 条)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに 主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
(第 23 朱) 運営規程 (第 27 条)	正元の医師に度相じているが 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の 内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防認知症対応型通 所介護の利用定員 5.指定介護予防認知症対応型通 所介護の内容及び利用料その他の費 用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たっての留意事 項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等	○ サービス提供は事業所の従業員によっ	◆ 従業者の勤務体制及び勤

(第 28 条)	て行われているか () 資質向上のために研修の機会を確保しているか () 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか () 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実 績表) ◆ 雇用の形態(常勤・非常 勤)がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわ かるもの ◆ 職場におけるハラスメントに よる就業環境悪化防止の ための方針
業務継続計画の策 定等 (第 28 条の 2)	 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	業務継続計画研修の計画及び実績がわかるもの訓練の計画及び実績がわかるもの
定員の遵守 (第 29 条) 非常災害対策 (第 30 条)	 利用定員を上回っていないか 非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか 	 ▼ 国保連への請求書控え ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも の ◆ 消防署への届出
衛生管理等 (第 31 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等(第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用 者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘 密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する 同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条) 苦情処理 (第 36 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか ○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要 な措置を講じているか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告◆ 苦情の受付簿◆ 苦情への対応記録

	○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記 録、保管しているか
事故発生時の対応 (第 37 条)	 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に連絡しているか 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 本 指害賠償の実施状況がわかるもの別書時償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防認知症対応型通所介護従業者への周知・ 虐待の防止のための指針の整備・ 虐待の防止のための研修の定期実施・ 虐待の防止のための研修の定期実施・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか
地域との連携等 (第 39 条)	 運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催しているか 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか 運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか 運営推進会議の会議録が公表されているか

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)」から抽出・設定したもの

	個別サービスの質に関する事	
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 48 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 11 条)	○ 利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの) ◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
サービスの提供の記録 (第 21 条)	 介護予防サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか 送迎が適切に行われているか 	↑ 介護予防サービス計画◆ サービス提供記録◆ 送迎記録がわかるもの
身体的拘束の禁止 (第 53 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか(令和7年3月31日まで努力義務) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催いているか(令和7年3月31日まで努力義務) 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防小規 模多機能型居宅介 護の具体的取扱方 針	○ 介護予防サービス計画に基づいて介護 予防小規模多機能型居宅介護計画 が立てられているか○ 利用者の心身の状況、その置かれてい	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 介護予防小規模多機能 型居宅介護計画(利用 者又は家族の同意があった

(第 66 条)	る環境等を踏まえて介護予防小規模 多機能型居宅介護計画が立てられているか サービスの具体的内容、期間等が明らかになっているか 介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者と協議の上、援助の目標、当 該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか 介護予防小規模多機能型居宅介護 計画を本人や家族に説明し、同意を 得ているか 介護予防小規模多機能型居宅介護 計画の実施状況及び利用者の様態の 変化等の把握を行っているか 必要に応じ小規模多機能型居宅介 護計画を変更しているか	ことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録
介護等 (第 67 条)	 サービス提供は事業所の従業者によって行われているか 利用者の食事その他の家事等(清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ サービス提供記録

個別サー	ービスの質を確保するための体制	に関する事項
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 44 条)	利用者に対し、従業者の員数は適切であるか介護支援専門員は必要な研修を受けているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの)
管理者 (第 45 条)	管理者は常勤専従か、他の職務を 兼務している場合、兼務体制は適切 か管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第 14 条)	○ 被保険者資格、要支援認定の有 無、要支援認定の有効期限を確認 しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 52 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 56 条)	○ 緊急時等に、速やかに主治の医師又 は協力医療機関に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 57 条)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員5.指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域7.サービス利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関す	◆ 運営規程

	る事項	
#1.92	11.その他運営に関する重要事項	▲ ┴──┴───┴─────────────────────────────
勤務体制の確保等 (第 28 条)	 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 職場におけるハラスメントに
定員の遵守 (第 58 条)	○ 登録定員並びに通いサービス及び宿 泊サービスの利用定員を上回っていた いか	◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策定 等 (第 28 条の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	→ 研修の計画及び実績がわかるもの→ 訓練の計画及び実績がわかるもの
非常災害対策 (第 58 条の 2)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) 運営規程 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの 通報、連絡体制がわかるも の
介護現場の生産性の 向上 (第 62 条の 2) ※令和9年3月31 日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会を 定期的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況及び結果が わかるもの
衛生管理等 (第 31 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(まおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	結果がわかるもの感染症の予防及びまん延の防止のための指針● 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び
秘密保持等	○ 個人情報の利用に当たり、利用者	◆ 個人情報の利用に関する

(第 33 条)	(利用者の情報)及び家族(利用	同意書
(A) 33 A)	者家族の情報)から同意を得ているか	◆ 従業者の秘密保持誓約書
	○ 退職者を含む、従業者が利用者の 秘密を保持することを誓約しているか	
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていない か	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に連絡しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防小規模多機能型居宅型居宅介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	 ◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)」から抽出・設定したもの

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 73 条)	○ 指定申請時(更新時含む)又は直 近の変更届の平面図に合致しているか 【目視】○ 使用目的に沿って使われているか【目 視】	◆ 平面図(行政機関側が保存しているもの)
内容及び手続の説 明及び同意 (第 11 条)	利用申込者又はその家族へ説明を行い、同意を得ているか重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書(利用 申込者又は家族の同意が あったことがわかるもの)◆ 利用契約書
入退居 (第 74 条)	○ 入居申込者が認知症であることを確認しているか○ 入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか	 ▼セスメントの結果がわかるもの モニタリングの結果がわかるもの 介護予防認知症対応型共同生活介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) 診断書
サービスの提供の記 録 (第 75 条)	○ 提供した具体的なサービスの内容等 (サービスの提供日、提供したサービス の内容、利用者の状況、その他必要 な事項)を記録しているか	◆ サービス提供記録◆ モニタリングの結果がわかるもの
身体的拘束の禁止 (第 77 条)	 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか 	 ◆ 身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防認知 症対応型共同生活 介護の具体的方針 (第 87 条)	○ 利用者の心身の状況、希望及びその 置かれている環境等を踏まえているか ○ 介護従業者と協議の上、指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の目 標、当該目標を達成するための具体	◆ 介護予防認知症対応型 共同生活介護計画(利 用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ◆ アセスメントの結果がわかる

	的なサービスの内容等を定めているか 介護予防認知症対応型共同生活介 護計画を本人や家族に説明し、同意 を得ているか 介護予防認知症対応型共同生活介 護計画の実施状況の把握を行ってい るか 介護予防認知症対応型共同生活介 護の目標の達成状況に基づき、新たな 介護予防認知症対応型共同生活介 護計画が立てられているか	もの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかる もの
介護等 (第 88 条)	サービス提供は事業所の従業者によって行われているか利用者の食事その他の家事等(清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等)は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	◆ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの◆ サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 70 条)	利用者に対し、従業者の員数は適切であるか計画作成担当者は必要な研修を受けているか	 ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し、研修を終了したことがわかるもの)
管理者 (第 71 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か○ 管理者は必要な研修を受けているか	 ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ◆ 研修を修了したことがわかるもの
受給資格等の確認 (第 14 条)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、 要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限 等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 76 条)	利用者からの費用徴収は適切に行われているか領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 56 条)	○ 緊急時等に、速やかに主治の医師又 は協力医療機関に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 79 条)	○ 運営における以下の重要事項について 定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.利用定員 4.指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の内容及び利用料その他の 費用の額 5.入居に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する 事項 8.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第 80 条)	○ 利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか○ 利用者が安心して日常生活を送ること	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例: 勤務体制一覧表、勤務実績表)

	ができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮しているか(担当の介護従事者を固定する等) 資質向上のために研修の機会を確保しているか 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの 研修の計画及び実績がわかるもの 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
定員の遵守 (第 81 条)	○ 入居定員及び居室の定員を上回って いないか	◆ 国保連への請求書控え
業務継続計画の策 定等 (第 28 条の 2)	 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	◆ 業務継続計画◆ 研修の計画及び実績がわかるもの◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
介護現場の生産性の 向上(第 62 条の 2) ※令和9年3月3 1日まで努力義務	○ 利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会を定期 的に開催しているか	◆ 生産性向上のための委員 会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 58 条の 2)	非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的計画はあるか非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか	 ◆ 非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画) ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施 状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるもの
衛生管理等 (第 31 条)	 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 33 条)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者 (利用者の情報)及び家族(利用	◆ 個人情報の利用に関する 同意書

	者家族の情報)から同意を得ているか ③ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 34 条)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット/チラシ◆ web 広告
苦情処理 (第 36 条)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 37 条)	市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等に報告しているか事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、介護予防支援事業者等への連絡状況がわかるもの◆ 事故に際して採った処置の記録◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 37 条の 2)	 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防認知症対応型共同生活介護従業者への周知・虐待の防止のための指針・虐待の防止のための研修の定期実施・上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	◆ 虐待の防止のための対策を 検討する委員会の開催状 況及び結果がわかるもの◆ 虐待の防止のための指針◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの◆ 担当者を置いていることが わかるもの
地域との連携等 (第39条)	○ 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか○ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか○ 運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか○ 運営推進会議の会議録が公表されているか	◆ 運営推進会議の記録

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)」から抽出・設定したもの